人事委員会委員長談話

平成26年10月17日

本日、人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行い、所要の措置をとられることを要請しました。

職員給与は、民間給与や国家公務員給与等との均衡を図って決定することとされていますので、勧告に当たり、本年の民間給与実態調査の結果や人事院勧告の内容等を勘案して慎重な検討を行いました。その結果、本年は、民間給与が職員給与を上回っていたことから、給料表の引上げ改定を行うとともに、民間の特別給(ボーナス)の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の支給割合を 0.15 月分引き上げることを勧告しました。

また、国においては、俸給表や諸手当の在り方を含めた「給与制度の総合的見直し」を行うこととされたことから、本県においても、地方公務員法に定める給与決定原則に基づき、国に準じた措置を講ずることについても勧告しました。

職員の勤務環境については、公務を取り巻く環境が大きく変化する中で、 職員の健康を維持し、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実 現に向けた取組を進めていくことが重要です。このため、時間外勤務の縮減、 年次有給休暇の取得促進などによる総実勤務時間の短縮、良好な職場環境づ くりに向けたメンタルヘルス対策やハラスメント対策、更には男性職員の育 児休業の取得促進など育児や介護を行う職員等の働きやすい勤務環境の整備 に積極的に取り組む必要があると考えます。

人事行政の運営については、年金の支給開始年齢が今後段階的に引き上げられることに伴い、引き続き、雇用と年金の接続について、本県の実情を踏まえた再任用制度の構築に向けて検討を進めることが重要です。また、特に、国において女性の活躍推進は重要な課題とされていることを踏まえ、職業生活と家庭生活の両立を可能とする取組を進めるとともに、女性職員の登用等の促進に努める必要があると考えます。

職員の皆さんには、県民全体の奉仕者であることを改めて自覚し、常に厳正な規律意識と高い倫理観を持って綱紀の保持に努めるとともに、公務員としての使命感を持って全力で職務に取り組み、県民の期待と信頼に応えていかれるよう要望します。

県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告制度の意義と職員の 適正な処遇の確保について、深い御理解をいただきたいと思います。